

有限会社太盛 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

1. 計画期間

2024年（令和6年）12月1日から2027年（令和9年）3月31日

2. 内容

<目標>

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の利用促進

<対策>

社内通達文書や各部署連絡網を活用し、育児休業に係る諸制度の社内広報を強化する。

有限会社太盛 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

1. 計画期間

2022年（令和4年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

2. 内容

<目標1>

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の利用促進により有給消化率を10%向上する。

<対策>

令和4年4月～社内通達文書や各部署連絡網を活用し、育児休業に係る諸制度の社内広報を強化する。

<目標2>

女性の活躍推進のために必要な施設や設備を、社員の意見や要望、職場の実情を踏まえて設置し、又は充実させ、より快適な職場環境を整備する。

<対策>

令和4年4月～職場の意見を踏まえ、女性専用の休憩室、更衣室等の施設を充実する。

<目標3>

新規採用において女性の採用比率の増加。

<対策>

令和4年4月～ホームページにて活躍する女性社員を積極的に紹介する。また採用広告にて仕事内容を分かりやすくし女性応募者を増加する。